

感染症法改正への対応について

報告 4

1 令和5年度中に対応が必要な主なもの

- ① 予防計画の策定
- ② 感染症対応のための医療機関との協定の締結

2 予防計画の策定について

① 内容について

- ・ 新たに数値目標の設定が必要
⇒ 確保病床数や発熱外来対応医療機関数、自宅療養者への医療提供 など
⇒ この数値目標に沿って医療機関と協定を結ぶ
- ・ 医療計画における「新興感染症対応」との整合性を確保

② 手続きについて

- ・ 都道府県連携協議会※への協議が必要
※ 県、保健所設置市、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体、消防機関等により構成された協議会（今後、既存の感染症対策連絡協議会などを組み替えて設立予定）
- ・ 市町村からの意見聴取が必要

3 感染症対応のための医療機関との協定の締結

① 内容について

- ・ 病床関係、発熱外来関係、自宅・宿泊療養者・高齢者施設での療養者等への医療の提供関係、後方支援関係、人材派遣関係

② 手続きについて

- ・ 医療計画に定める病床等の確保のため、医療審議会の意見を聴いた上で、病床の割り当てなどの協定案を策定し、各医療機関と協議を行う
- ・ 協定案の内容で合意に達せず協定締結できない場合は医療審議会の意見を聴くことができる
- ・ 協定内容は県のホームページなどで公表する

※なお、公立・公的医療機関等、特定機能病院、地域医療支援病院には感染症発生・まん延時の医療提供が義務付け